

日バス協業第332号  
平成28年10月26日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 上杉 雅彦

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の  
事前届出について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届  
出について、国土交通省自動車局旅客課長及び整備課長より通達がありました。  
その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいた  
します。

公益社団法人日本バス協会  
業務部 川合・中尾  
電話：03-3216-4014  
FAX：03-3216-4016



自旅第130号  
自環第242号  
平成11年12月13日  
国自旅第25号  
平成17年4月28日  
国自旅第163号  
平成18年9月15日  
国自旅第162号  
国自整第172号  
一部改正 平成28年9月16日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 旅客課長

整備課長

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の  
事前届出について

標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いについて遺漏のないよう取り計  
らわれない。

#### 記

1. 事前届出書様式  
別添様式例に従い、事前届出書様式を定められたい。
2. 事前届出書については、運輸支局において3に掲げる添付書類の内容が真正である  
かどうかの確認を要する期間として、実施予定日の7日前までに提出させることとさ  
れたい。
3. 事前届出書には、次の各号に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、4の  
各号に該当することとなる場合には事業改善命令の対象となる旨説明し、必要な手続  
きを終了させたい。  
① 既に認可を受けた自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後必要となる車庫面

積

- ② 車庫面積に余裕のない場合は、車庫配置平面図
  - ③ 当該届出が増車の届出である場合（代替により新たに事業用自動車を導入する場合を含む。）には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面（契約申込書の写し、見積書の写し）
  - ④ 増車する場合において、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面（運行管理体制図）

なお、当該運行管理体制図に基づき、運送事業者監査総合情報システムにより、営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを確認すること。
  - ⑤ 増車する予定の自動車（代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。）が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。以下同じ。）である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し
4. 届出受理後、届出書の記載事項及び3に掲げる添付書類の内容等を確認した結果、次の各号に該当する場合には、事業改善命令を発するものとする。
- ① 当該届出に係る地方運輸局長等から輸送施設の使用停止以上の行政処分を受け、当該増車実施予定日において行政処分期間が終了していない場合
  - ② 配置する事業用自動車の数により義務づけられる営業所毎の常勤の有資格の運行管理者の員数が確保されていないと認められる場合
  - ③ 増車する予定の自動車が中古車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合

附則（平成28年9月16日国自旅第162号・国自整第172号）

改正後の規定は、平成28年11月1日以降に提出される届出から適用する。

改正前	改正後
<p>標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いいについて遺漏のないよう取り計らわれない。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事前届出書様式を定められたい。</li> <li>2. 事前届出書については、運輸支局において3に掲げる添付書類の内容が真正であるかどうかを要する期間として、実施予定日の7日前までに提出させたい。</li> <li>3. 事前届出書には、次に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、4の各号に該当することとなす場合においては、事業改善命令の対象となす旨を説明し、必要な手続きを終了させたい。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 庫積</li> <li>② 庫積</li> <li>③ 庫積</li> </ol> <p>4. 届出受理後、届出書の記載事項及び3に掲げる添付書類の内容等を確認した結果、次に該当する場合は、事業改善命令を発するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 届出の各号に該当する地方運輸局長等から輸送施設の使用停止以上の行政処分を受ける場合</li> <li>② 当該増車事業用自動車の数により義務づけられる営業所の常勤の有資格の運行管理者の員数が確保されたいと認められる場合</li> </ol>	<p>標記について、下記のとおり定めるので、その取扱いいについて遺漏のないよう取り計らわれない。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (略)</li> <li>2. (略)</li> <li>3. 事前届出書には、次の各号に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、4の各号に該当することとなす場合においては、事業改善命令の対象となす旨を説明し、必要な手続きを終了させたい。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>① (略)</li> <li>② (略)</li> <li>③ (略)</li> </ol> <p>4. 増車する場合は、次に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、5の各号に該当することとなす場合においては、事業改善命令の対象となす旨を説明し、必要な手続きを終了させたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>④ 増車する場合は、次に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、5の各号に該当することとなす場合においては、事業改善命令の対象となす旨を説明し、必要な手続きを終了させたい。</li> <li>⑤ 増車する場合は、次に記載する書面の添付の有無を確認するとともに、5の各号に該当することとなす場合においては、事業改善命令の対象となす旨を説明し、必要な手続きを終了させたい。</li> </ol> <p>4. (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① (略)</li> <li>② (略)</li> <li>③ 増車する予定の自動車が増車である場合において、道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合</li> </ol> <p>附則（平成28年9月16日国自旅第162号・国自整第172号） 改正後の規定は、平成28年11月1日以降に提出される届出から適用する。</p>

国自旅第162号の2  
国自整第172号の2  
平成28年 9月16日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

自動車局 旅客課長

整備課長

「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の  
事前届出について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局等あてに通達を発出したため、傘下  
会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

